

です。このため、保健・医療・福祉等の関係機関や担当部局が連携し、それぞれの地域の実情に応じて、介護給付等対象サービスのみならず、介護保険対象外のサービスや近隣者・ボランティアによる独自の取り組みも含めた総合的なサービス提供体制の整備に努めます。

- ・ また、地域支援事業の実施により、高齢者の閉じこもりの防止や知的な活動等を促進し、脳血管性認知症の原因となる動脈硬化や脳卒中の予防に努めます。

さらに、認知症を早期に発見して速やかに対応するために、行政、医療、福祉関係者の連携の下、家族会やボランティアグループが行う活動を支援する等の取り組みを推進するなど、介護者を含め地域住民への普及啓発に努め、受け皿となるサービス基盤の整備、地域における見守りのネットワークの構築など地域支援体制の整備に努めます。

○地域支援体制の構築

VI 地域生活支援（地域ケア）体制の整備

- (1) 高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、長年生活してきた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者を地域全体が支える体制を構築する必要があります。

そうした観点から、高齢者が生活を送る居住環境を重視し、日常生活圏域を基本に、地域ケアを支える各種サービス提供機関や居住空間、公共施設、移動手段などの社会資本の集積的な整備を進め、高齢者が必要なサービスを円滑に利用できる環境の整備に努めます。

- (2) 高齢者に対して総合的・連続的な老人の福祉に関するサービスを提供するために、地域包括支援センターが中心となり、老人福祉施設、医療施設、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険サービス事業者等との連携を図ります。